

# 北九州市立消費生活センター

## ヤング消費者トラブル情報 臨時号

### SNSをきっかけとした

### モバイルWi-Fiのモニター商法



#### 【事例】

SNSに「商品のPRをしてもらえないか」とダイレクトメッセージが届き、音声アプリや電話で連絡を取った。「モバイルWi-Fiを半年間使用した感想を伝えるモニターをしてほしい。タブレットはプレゼントする。利用料はかかるが後からこちらから振り込むので負担は一切ない。モニター料も振り込む。」と勧誘を受けたので応じた。3か月経って利用料が振り込まれなくなった。通信会社へ「解約する。」と伝えると高額な解約料とタブレット代金を請求された。(20歳 女性)

(注) モニター商法とは商品やサービスの代金を支払う必要はあるが、モニターになって商品のレポートや感想を提出、アンケートに答えるとモニター料が得られると勧誘する商法



#### ●アドバイス

- ・トラブルが生じた場合は担当者とのSNS上のやりとりなどをできるだけスクリーンショットなどで撮影し、契約書面や支払いが確認できる書面などの資料を保存しましょう。
- ・資料を元に通信会社をはじめとした関係各社へ事情を伝え対応を求めましょう。モニターを勧誘した代理店と思われる事業者は通信会社が認めていない販売方法で営業活動を行っていた可能性もあります。
- ・SNS上の「簡単にもうかる。損はしない。」などの投稿やメッセージは鵜呑みにしないようにしましょう。
- ・成年になれば未成年者取消は行使できません。  
成年になれば未成年者取消は行使できなくなります。一般的に一旦、成立した契約は一方的に解約することはできません。  
契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

#### ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、  
戸畑相談窓口☎861-0999へお電話ください。  
消費者ホットライン☎・(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

